



「この地図は、建設省国土土地院院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調整したものである。
(承認番号)昭57近公、第 71 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて
得たものである。(助言番号)平10近公 第287号」

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
図影は数値してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.1キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は1メートル

計画機関 四 條 巖 市
作業機関 ア ジ ア 航 測 株 式 会 社

08-18